

# くらしの相談所



【問合せ先】市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎28-9110）

## 催眠商法(SF商法)にご注意ください!

### 【事例】

空き店舗を利用して行われていた健康講座に友人と参加し、健康に関する楽しい話を聞いたり、日用品を無料でもらったりした。最後に磁気マットレスを見せられて、50万円のところ特別に30万円にすると言われ、買わないと損だと思い、その場で契約してしまった。自宅に帰って冷静に考えてみると高額であり、不要なので解約したい。



### 【対策】

- ▼ 巧みな話術でその場の雰囲気盛り上げてから、興奮状態の消費者に高額な商品売りつけるのは、催眠商法(SF商法)の手口であるため、注意しましょう
- ▼ 無料で商品もらえるなどの誘いに、安易に乗らないようにしましょう
- ▼ 契約した場合でも、契約書を受け取ってから8日間はクーリングオフができます
- ▼ 困りごとがある場合は、消費生活センターへ気軽に相談してください

## 市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター(ヨリネスしばた1階)では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間=祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後4時(時間に余裕を持ってご相談ください)

## 司法書士による無料消費生活相談

とき=2月4日(金)13:30～16:30

ところ=消費生活センター(ヨリネスしばた1階)

予約先=消費生活センター(☎28-9110)

## 1～3月は悪質商法被害防止 共同キャンペーン期間です



県と県内の各消費者センターでは、悪質商法被害防止キャンペーンを実施しています。社会経験が浅い若者や高齢者などを狙った悪質商法の被害を未然に防ぎましょう。